

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年3月31日

【事業年度】 第14期（自平成18年11月1日至平成19年10月31日）

【会社名】 株式会社ケア21

【英訳名】 CARE TWENTYONE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 依田 平

【本店の所在の場所】 大阪市北区曽根崎新地一丁目3番16号

【電話番号】 06(6456)5633(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大西 靖 廣

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区曽根崎新地一丁目3番16号

【電話番号】 06(6456)5633(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大西 靖 廣

【縦覧に供する場所】 株式会社ケア21 東京事務所
(東京都千代田区内神田一丁目18番12号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年1月30日に提出いたしました第14期（自平成18年11月1日 至平成19年10月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

及び

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、機動的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、まことに遺憾ながら無配とさせていただきます。

なお、当社は中間配当を行なうことができる旨を定めております。

（訂正後）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、機動的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、まことに遺憾ながら無配とさせていただきます。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) 省略

(訂正後)

(1)～(4) 省略

(5)取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(6)取締役会で決議できる株主総会決議事項

a 自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b 中間配当

当社は、株主に機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として、株主又は登録株式質権者に中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

c 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)がその職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。